

第202600103461号
令和8年7月21日

公益財団法人とっとりコミュニティ財団
代表理事 中川 玄洋 様

鳥取県知事 平井 伸治



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和8年7月21日 から 令和13年7月20日 まで

【担 当】総務部行政監察・法人指導課

行政監察・公益法人担当

電 話：0857-26-7884

ファクシミリ：0857-26-8142

電子メール：gyoukan-houjin@pref.tottori.lg.jp